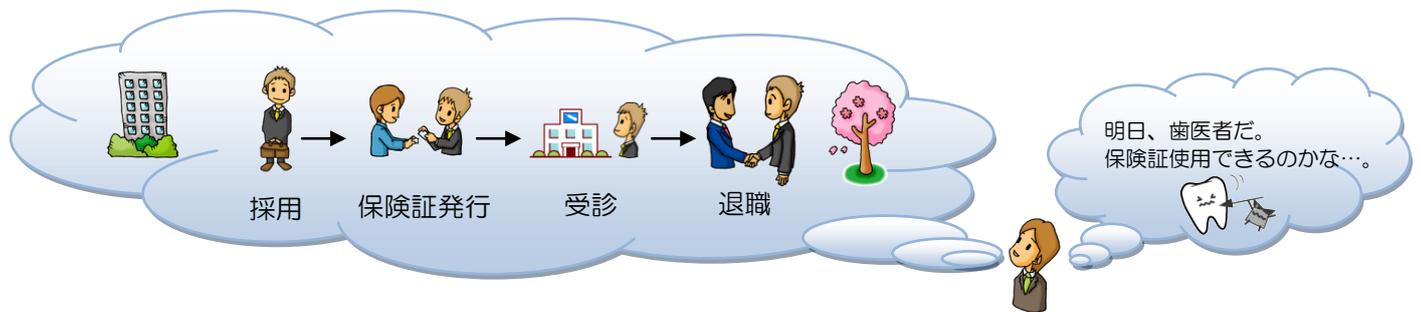




えっ！？退職したら 保険証って使用できないの？



退職後は使用できません。

現在お持ちの保険証をご使用いただけるのは、

“退職日” までです。

被扶養者であるご家族の保険証をご使用いただけるのも、

“被保険者の退職日” までです。

保険証は、ご家族の分も含め、事業所ご担当者様へ、

“退職時にすみやかにご返却を！”

※ 使用できない保険証で受診された医療費については、当協会から本人へ請求のうえ返納していただくこととなりますが、返納が無い場合には自宅訪問や裁判所への法的措置による回収を行うことがあります。



退職してもしばらくは使用できると思っていたのに…

